

# 障害児入所支援

障害児入所支援とは、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設を指す。

# 障害児入所支援の概要①

- 障害の重複化等を踏まえ、複数の障害に対応できるよう再編。
- 現行の障害児入所施設は、医療の提供（医療法上の病院の指定）の有無により、「福祉型」又は「医療型」のどちらかに移行。

<< 児童福祉法 >>

【都道府県】

知的障害児施設

第2種自閉症児施設

盲ろうあ児施設

肢体不自由児療護施設

第1種自閉症児施設(医)

肢体不自由児施設(医)

重症心身障害児施設(医)

【都道府県】

障害児入所支援

- ・福祉型障害児入所施設
- ・医療型障害児入所施設
- ・指定医療機関※

(医)とあるのは医療を提供

※ 指定医療機関とは、独立行政法人国立病院機構若しくは独立行政法人国立精神・神経医療研究センターの設置する医療機関であって厚生労働大臣が指定するものをいう。

# 障害児入所支援の概要②

## ○ 改正後のあり方

～支援機能の充実と、地域に開かれた施設を目指す～

・ 障害児入所支援は、重度・重複障害や被虐待児への対応を図るほか、自立（地域生活移行）のための支援を充実。

- ・ 重度・重複障害児や、被虐待児の増加など、各施設における実態を考慮した支援
- ・ 18歳以上の者は障害者施策（障害福祉サービス）で対応することになることを踏まえ、自立（地域生活移行）を目指した支援

## ○ 対象児童

⑧ 身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害児を含む）

⑧ ※医療型は、入所等する障害児のうち知的障害児、肢体不自由児、重症心身障害児

※手帳の有無は問わず、児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められた児童も対象（引き続き、入所支援を受けなければその福祉を損なうおそれがあると認めるときは、満20歳に達するまで利用することができる。）

・ 3障害対応をすることが望ましいとするが、障害の特性に応じた支援の提供も可能

## ○ 提供するサービス

### 【福祉型障害児入所施設】

⑧ 保護、日常生活の指導、知識技能の付与

### 【医療型障害児入所施設】

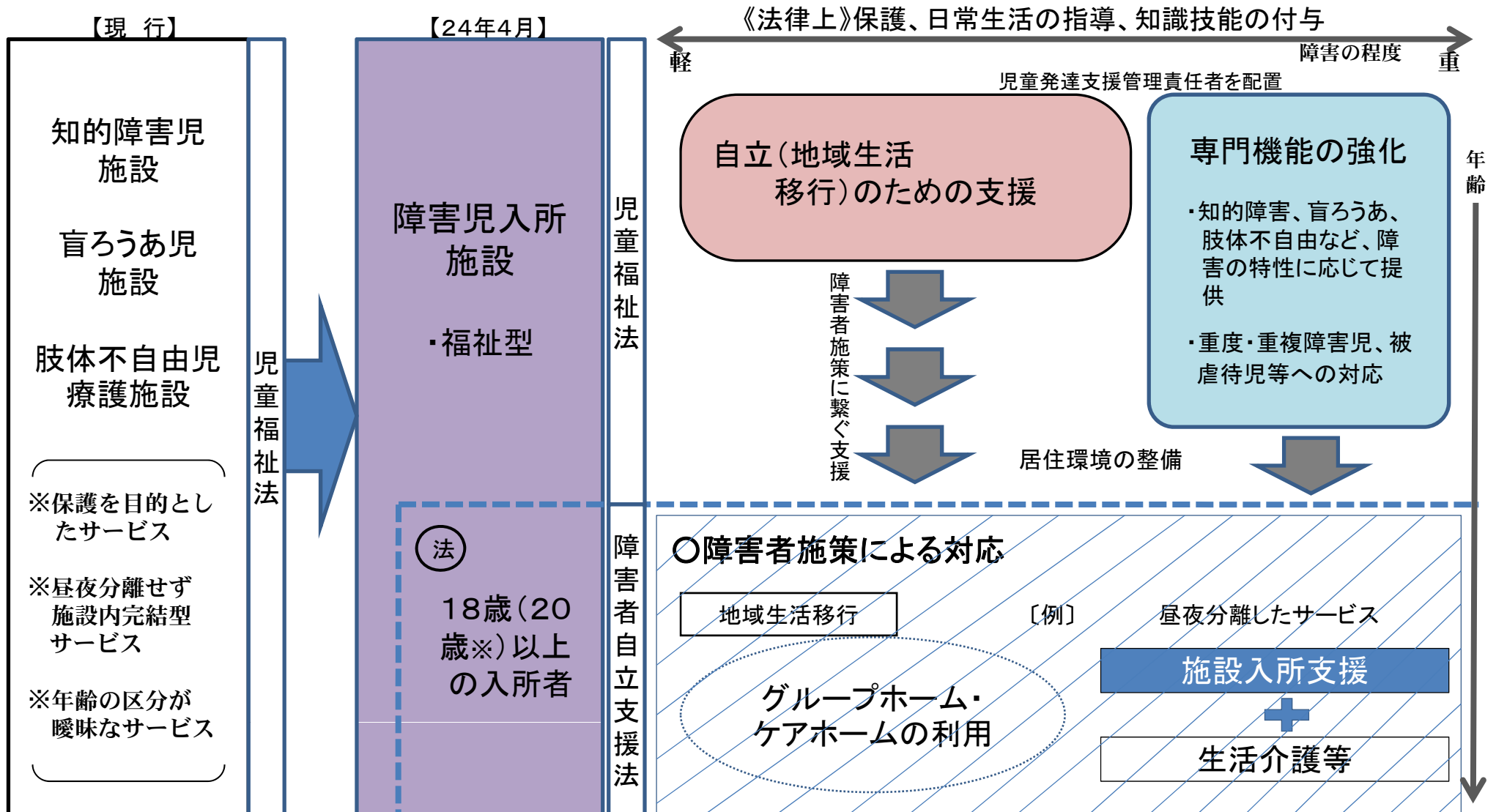
⑧ 保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療

⑧ 障害の特性に応じて提供

⑧ とあるものは法律に規定のある事項。以下同じ。

# ○ 福祉型障害児入所施設のイメージ(案)

福祉型障害児入所施設は、重度・重複化への対応や障害者施策に繋ぐための自立支援の機能を強化するなど、個別支援計画を踏まえた支援の提供を目指す。



(※) 支援がなければ福祉を損なうおそれがあると認められるとき



## (参考) 附則に定める経過措置(みなし規定に関すること)

※現行の施設等は、施行日において以下のようにみなされるので、特別な手続は必要としない。

【※他のサービスを実施する場合は、指定が必要。(次頁)】

### ◇ 事業者指定に関する経過措置

⑧

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 知的障害児施設、盲ろうあ児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)、肢体不自由児施設(通所のみにより利用されるものを除く。)又は重症心身障害児施設に係る指定を受けている者は、施行日に、障害児入所施設に係る指定を受けたものとみなされる。(附則第27条)

※ みなし指定の有効期間は、現に受けている指定の有効期間の残存期間と同一の期間となることに留意。

### ◆ 事業等の開始に係る届出に係る経過措置

⑧

○知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設 → 「障害児入所施設」

- ・ 現に児童福祉法に基づき必要な届出等を行って知的障害児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設を設置している者は、施行日に必要な届出等を行って障害児入所施設を設置しているものとみなされる。(附則第34条第1項)

(注) 施行日までに必ず行う必要がある事務(みなし規定がないもの)

内 容	実施主体
<p>○障害児入所施設又は障害福祉サービス※の指定</p> <p>&lt;該当事業者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・18歳以上の障害児施設入所者がいて、継続して支援が必要な場合 →障害福祉サービスの指定が必要</li> <li>・施行日以降に、新規に障害児入所支援を開始する者</li></ul>	<p>都道府県</p> <p>指定都市</p> <p>児童相談所設置市</p> <p>※ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市</p>

# 1. 福祉型障害児入所施設の最低基準及び指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

## I. 人員基準

### ◆ 基本的な支援水準の維持

- 福祉型障害児入所施設は、知的障害児施設、第2種自閉症児施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児療護施設からの移行が想定されるが、各施設の基本的な人員基準等にばらつきがあるため、これらの施設が円滑に各障害別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象の障害を中心に受け入れることができるようにする。さらに、他の障害を受け入れた場合には、その障害に該当する基準を適用。

### ◆ 計画的かつ効果的な支援の提供

- 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するとともに、障害者施策に確実なつなぐために計画的に支援するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修修了を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。



# 福祉型障害児入所施設の最低基準及び指定基準

## I 人員基準の概要

### 【現行基準】

職種	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
嘱託医※1	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※2	・総数： 4.3：1以上 ・各1人以上	・総数： 4.3：1以上 ・各1人以上	・総数： 乳幼児 4：1以上 少年 5：1以上 ・各1人以上	・総数： 3.5：1以上 ・各1人以上
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
調理員※3	1人以上	1人以上	1人以上	1人以上
職業指導員	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合	職業指導を行う場合
心理指導担当職員※4	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合	心理指導を行う場合

- ※1 精神科（知的障害児施設・第2種自閉症児施設）、眼科又は耳鼻咽喉科（盲ろうあ児施設）の診療に相当の経験を有する者（最低基準）
- ※2 30人以下を入所させる施設（知的障害児施設、第2種自閉症児施設）、35人以下を入所させる施設（盲ろうあ児施設）にあつては、さらに1人以上を加える。
- ※3 40人以下の施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- ※4 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

### 【新基準（案）】

職種	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由児の場合
嘱託医※5	1人以上			
医師	—	1人以上	—	—
児童指導員及び保育士※6	・総数： ①知的障害児（自閉症含む）4.3：1以上 ②盲ろうあ児：乳幼児4：1以上、少年5：1以上 ③肢体不自由児：3.5：1以上 ・児童指導員：1人以上 ・保育士：1人以上			
看護師	—	20：1以上	—	1人以上
栄養士※7	1人以上			
調理員※7	1人以上			
職業指導員	職業指導を行う場合			
心理指導担当職員※8	心理指導を行う場合			
児童発達支援管理責任者	1人以上 （業務に支障がない場合は他の職務の兼務可）			

- ※5 知的障害児（自閉症含む）の場合は、精神科、盲ろうあ児の場合は眼科又は耳鼻咽喉科の診療に相当の経験を有する者（最低基準）
- ※6 30人以下を入所させる施設で知的障害児を受け入れる場合、35人以下を入所させる施設で盲ろうあ児を受け入れる場合は、さらに1人以上を加える。
- ※7 40人以下の施設にあつては栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。
- ※8 心理指導を行う必要があると認められる児童5人以上

## ◆主たる障害以外の障害への対応について

- ・ 主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

具体的には、児童指導員・保育士の必要数の算定は、各障害別の人員基準により算定された員数の合算。

例 主たる障害が知的障害の施設(定員50人)で、知的障害児40人、盲ろうあ児(少年)10人受け入れる場合

- ・ 児童指導員、保育士の総数は、  
(知的障害 40人÷4.3)+(盲ろうあ児10人÷5)=11.3≒11人(小数点以下は四捨五入)

## II 設備基準の概要

- ・ 現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準等を原則として踏襲。  
(※なお、施行日にある施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

### 【現行基準】

設備	知的障害児施設	第2種自閉症児施設	盲ろうあ児施設	肢体不自由児療護施設
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員4人以下(乳幼児6人以下)</li> <li>・ 障害児1人当たりの床面積: 4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上)</li> <li>・ 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること</li> </ul>			設けること
その他	調理室、浴室、便所、医務室※1、静養室※2			
	障害児の年齢、適性等に応じ職業指導に必要な設備	—	職業指導に必要な設備、講堂、遊戯室、訓練室、(盲児)音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備(ろうあ)映像設備	訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備

### 【新基準(案)】 ※次期改築等の施設整備を行うまで適用猶予

設備	知的障害の場合	自閉症の場合	盲ろうあの場合	肢体不自由の場合
居室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 定員4人以下(乳幼児6人以下)</li> <li>・ 障害児1人当たりの床面積: 4.95㎡以上(乳幼児3.3㎡以上)</li> <li>・ 障害児の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること</li> </ul>			
その他	調理室、浴室、便所、医務室※3、静養室※4			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 主たる対象の障害が、知的障害及び盲ろうあの場合は、障害児の年齢、適応に応じ職業指導に必要な設備</li> <li>・ 盲ろうあの場合は、遊戯室、訓練室</li> <li>・ 盲の場合は、音楽設備、特殊表示等身体機能の不自由を助ける設備</li> <li>・ ろうあの場合は、映像設備</li> <li>・ 肢体不自由の場合は、訓練室、屋外訓練場、身体機能の不自由を助ける設備を備えること</li> </ul>			

※1 30人未満の障害児を入所させる知的障害児施設、盲ろうあ児施設においては、医務室を設けないことができる。

※2 30人未満の障害児を入所させる盲ろうあ児施設においては、静養室を設けないことができる。

※3 主たる対象の障害が知的障害、盲ろうあであって、30人未満の施設においては、医務室を設けないことができる。

※4 主たる対象の障害が盲ろうあであって、30人未満の施設においては、静養室を設けないことができる。

### Ⅲ 運営基準

現在の知的障害児施設にかかる運営基準の項目を盛り込むほか、主な改正点は以下のとおり。

<主なもの> ※ 項目の一覧は別紙(次頁)のとおり。

- |  |  |    |
|--|--|----|
| ①用語の改正   | 例: 指定知的障害児施設→指定障害児入所施設<br>例: 施設給付決定保護者→入所給付決定保護者 | など |
| ②運営規程に定める重要事項として、「事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類」を追加。 |  |    |
| ③「児童発達支援管理責任者の責務」を追加。                                  |  |    |

※ 改正後の基準(案)は、現行の支援水準が維持できるよう、現行の基準を基本的に踏襲しつつ、障害の種類について一定の弾力化を図るものとなっているが、今後、一元化後の施設の基準のあり方について、関係者の意見を伺いながら別途検討する。

## (別紙)運営基準(案)の項目の一覧

### <基準項目>

- ・内容及び手続きの説明及び同意・提供拒否の禁止
  - ・あっせん、調整及び要請に対する協力
  - ・サービス提供困難時の対応
  - ・受給資格の確認
  - ・障害児入所給付費の支給の申請に係る援助
  - ・心身の状況等の把握
  - ・居住地の変更が見込まれる者への対応
  - ・入退所の記録の記載等
  - ・サービスの提供の記録
  - ・入所利用者負担額の受領
  - ・入所利用者負担額に係る管理
  - ・苦情解決
  - ・給付金として支払いを受けた金銭の管理
  - ・障害児入所給付費等の額に係る通知等
  - ・指定入所支援の取扱方針
  - ・入所支援計画の作成等
  - ・検討等
  - ・相談及び援助
  - ・指導、訓練等
  - ・食事
  - ・社会生活上の便宜の供与等
  - ・健康管理
  - ・入所給付決定保護者に関する市町村への通知
  - ・管理者による管理
  - ・地域との連携等
  - ・会計の区分
  - ・記録の整備
  - ・管理者及び児童発達支援管理責任者の責務
  - ・運営規定
  - ・勤務体制の確保等
  - ・定員の遵守
  - ・非常災害対策
  - ・衛生管理等
  - ・協力医療機関
  - ・掲示
  - ・身体拘束等の禁止
  - ・虐待等の禁止
  - ・懲戒に係る権限の濫用禁止
  - ・秘密保持等
  - ・情報の提供等
  - ・利益供与等の禁止
  - ・事故発生時の対応
- ・指定障害児入所施設が入所給付決定保護者に求めることのできる金銭の支払の範囲等 等

## 2. 医療型障害児入所施設の最低基準及び指定基準(案)の概要

※現在、パブリックコメント実施中

### I. 人員基準

#### ◆ 基本的な支援水準の維持

- ・ 医療型障害児入所施設は、第1種自閉症児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設からの移行が想定されるが、各施設の福祉部分の人員基準等にばらつきがあるため、各障害別に設定された現行の人員基準等を踏襲し、これまでどおり主たる対象とする障害を中心に受け入れることができるようにする。さらに、他の障害を受け入れた場合には、その障害に該当する基準を適用。

#### ◆ 計画的かつ効果的な支援の提供

- ・ 利用障害児に対して地域の関係機関と連携しながら適切な支援を提供するとともに、障害者施策に確実なつなぐために計画的に支援するため、現行のサービス管理責任者に相当する者として、「児童発達支援管理責任者」を配置(サービス提供に支障がない場合には、他の職務との兼務可)。

※ サービス管理責任者と同様、実務経験、研修受講を要件とするが、すぐには確保できない場合があることから、3年間の猶予措置を講ずる。

# 医療型障害児入所施設の最低基準及び指定基準

## 人員基準の概要

### 【現行基準】

職種	第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数: 6.7:1以上 ・各1人以上)	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上



### 【新基準(案)】

職種	自閉症児の場合	肢体不自由児の場合	重症心身障害児の場合
医療法に規定する病院として必要とされる従業者	同法に規定する病院として必要とされる数		
児童指導員及び保育士	・総数: 6.7:1以上 ・各1人以上	・総数: 乳幼児10:1以上 少年20:1以上 ・各1人以上	・各1人以上
理学療法士又は作業療法士	—	1人以上	1人以上
職業指導員	—	職業指導を行う場合	—
心理指導担当職員	—	—	1人以上
児童発達支援管理責任者	1人以上 (業務に支障がない場合は他の職務の兼務可)		

## ◆主たる障害以外の障害への対応について

- ・ 主たる障害以外への障害を受け入れた場合には、適切な支援が提供できるよう該当する障害の人員基準等を適用する。

具体的には、児童指導員及び保育士の必要数の算定は、各障害別の人員基準により算定された員数の合算。

例 主たる障害が肢体不自由の施設(定員50人)で、肢体不自由児(乳幼児)40人、自閉症児10人受け入れる場合

- ・ 児童指導員及び保育士の総数は、  
(知的障害 40人÷10)+(自閉症児10人÷6.7)=5.49≒5人(小数点以下は四捨五入)



## II. 設備基準

- ・ 現行の基本的な支援水準を維持するため、各障害種別に設定された現行の設備基準等を原則として踏襲。  
(※なお、施行日にある施設は、次期改築等の施設整備までは従前の例によることができる。)

### 【現行基準】

第1種自閉症児施設	肢体不自由児施設	重症心身障害児施設
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
観察室、静養室	<ul style="list-style-type: none"> <li>・屋外訓練場、講堂、図書室</li> <li>・ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備</li> <li>・義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)</li> <li>・身体の機能を助ける設備</li> <li>・階段の傾斜を緩やかにすること</li> </ul>	観察室、看護師詰所

### 【新基準(案)】

自閉症の場合	肢体不自由の場合	重症心身障害の場合
医療法に規定する病院として必要とされる設備、訓練室、浴室		
主たる対象とする障害が		
自閉症児の場合は、静養室を設けること。  肢体不自由の場合は、屋外訓練場、ギブス室及び特殊手工芸等の作業を指導するのに必要な設備、義肢装具を製作する設備(他に適当な設備がある場合は置かないことができる)、身体の機能を助ける設備を設けること。また、階段の傾斜を緩やかにすること		



## III. 運営基準

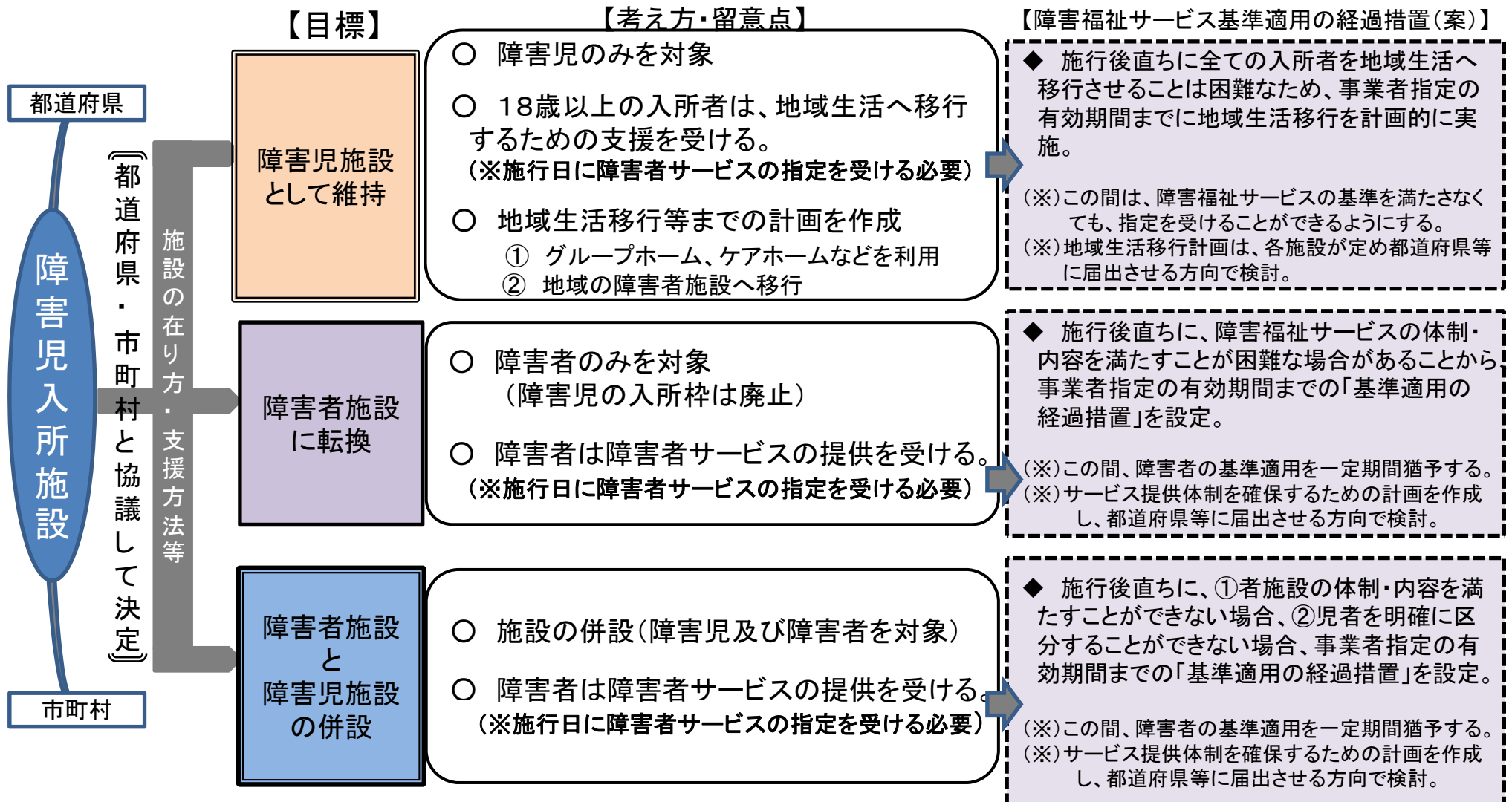
福祉型障害児入所施設の規定と同じ。(165頁参照)

※ 改正後の基準(案)は、現行の支援水準が維持できるよう、現行の基準を基本的に踏襲しつつ、障害の種別について一定の弾力化を図るものとなっているが、今後、一元化後の施設の基準のあり方について、関係者の意見を伺いながら別途検討する。

# 18歳以上の障害児施設入所者への対応(案)

改正法を踏まえ、18歳以上が入所する障害児施設は、法律の附則によるみなし期間(事業者指定の有効期限の残存期間と同一期間)中に、都道府県等と連携し十分に協議を重ね目標とする施設の在り方と利用者の支援方法等を決定する。

18歳以上の障害者を支援するため、施行日に障害福祉サービスの指定を受けるが、施行後直ちに基準を満たすことが困難な場合があることから、事業者指定の有効期間をその期限として、指定に当たっての基準適用に関する経過措置を設ける。



## ○ みなし期間及び基準適用の経過措置期間における取扱い(案)

### 1. 法律の附則によるみなし期間(※児童福祉法の指定)

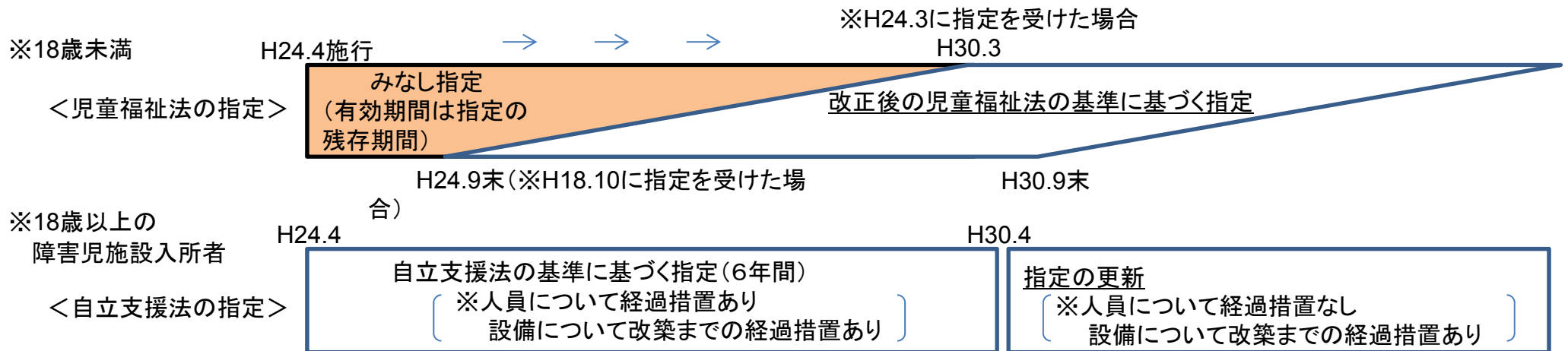
改正前の指定を受けている施設は、施行日に改正後の指定を受けたものとみなすとされており、この場合の指定の有効期間は、この法律の施行の際現にその施設がを受けている指定に係る有効期間の残存期間と同一の期間とする。

### 2. 障害福祉サービス基準適用の経過措置(※障害者自立支援法の指定)

24年3月31日時点で18歳以上が入所している知的障害児施設等については、24年4月までに障害者自立支援法による障害福祉サービスの指定が必要。障害福祉サービスの体制・サービス内容を整えるには、時間が要することから、自立支援法の基準を満たさなくても、事業者指定を受けることが可能とする経過措置を設ける。

#### ※経過措置の期間

- ①人員基準は指定の有効期間(30年3月31日、6年間)。 ②設備基準は改築するまで。



# ○18歳以上の障害児施設入所者への対応

～各目標の具体的内容(案)～

障害児施設 として維持	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。</li> <li>・18歳以上の障害者は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)をメドに地域生活等への移行を目指し計画的な支援を行う。</li> <li>・なお、障害者に対する障害福祉サービスの提供は期間限定の実施となることから、当面、旧法施設入所者のような昼夜一体的なサービスを認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。</li> </ul>	
	○事業者の手続等	
	<p>★障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・全ての障害者の移行が完了した段階で障害福祉サービスの指定を取消</li> </ul> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; border-radius: 10px; text-align: center;">                 ※ 障害児施設の指定は継続されるため、両方の指定を受ける             </div>	<p>(案)</p> <p>施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、基準を満たせなくても指定を受けることができる基準適用の経過措置を設ける。</p> <p>その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。</p>
	○利用者の手続等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手続(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可))</li> <li>・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。</li> <li>・なお、障害者の新規入所はとらないが、障害児が5年の間に20歳に達した場合には、やむを得ないものとする。</li> </ul>		

障害者施設 に転換	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。</li> <li>・障害児については、他の障害児施設に入所変更等を検討。期間は、上記の30年3月末をメドとし、計画的に対応。期間内で困難となった場合には、一旦、児者併設施設に転換し、最終的には、障害児が成長し、全てが障害者施設に入所が可能な年齢に達した段階で、障害者施設に転換することも認める。</li> </ul>	
	○事業者の手續等	
	<p>★<u>障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児施設の指定は、障害児が全て退所した段階で指定を取消</li> </ul> <div style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 5px; text-align: center; margin-top: 10px;">       ※障害児が退所するまでの間は、両方の 指定を受ける     </div>	<p>(案)</p> <p>施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。</p> <p>その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。</p>
	○利用者の手續等	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手續(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可))</li> <li>・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。</li> <li>・障害児については、施設と実施主体である都道府県、児童相談所が協議し、計画的に移行先を決定する必要。なお、その間、障害児の新規入所はとらない。</li> </ul>		

<p>障害児施設 と 障害者施設 の併設</p>	<p>&lt;基本的な考え方&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児については、今回の改正を踏まえた支援を提供。</li> <li>・18歳以上の障害者に対しては、昼夜分離したサービスを原則とするとともに、地域生活等が可能な者は地域生活等への移行を目指し支援を行う。ただし、施行後直ちに障害者サービスの体制・サービス内容を満たすことができない場合があるので、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までの間は、その体制に合うサービス(昼夜一体的なサービス)であっても認めることとする。ただし、支給決定の更新時に優先してサービス等利用計画を作成し、速やかにサービス等利用計画に基づく支援の提供に努める。</li> <li>・障害児・者に対する支援については、施設改築等までの間、同一施設内支援を認めるが、できる限り障害児・者それぞれに相応しい支援を提供。</li> </ul>	
	<p>○事業者の手続等</p>	
	<p>★<u>障害者部分について、施行日に障害福祉サービス(例:施設入所支援+生活介護)として指定</u></p> <p>※見者併設のため、両方の指定を受ける</p>	<p>(案)</p> <p>施行後直ちに障害福祉サービスの体制・サービス内容を満たせない場合があることから、一定期間、基準適用を猶予する経過措置を設ける。</p> <p>その期限は、事業者指定の有効期間(30年3月末、6年間)までとする。</p>
	<p>○利用者の手続等</p>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・18歳以上の障害者は、24年4月までに支給決定を受ける必要があるが、市町村は本人の申出により、支給決定に必要な手続(障害程度区分判定)を省略して支給決定を行うものとされており、これにより、支援の継続を保障。なお、支給決定の更新時に優先的にサービス等利用計画の作成を受け、サービス内容も適切なものとするのが望ましい。(原則、支給決定期間を1年(又は市町村の事情によって2年も可))</li> <li>・報酬については、障害程度区分判定を省略した場合には、現行制度では未判定者又は最も低い基準が適用されることになるが、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の障害児施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことについて、24年度報酬改定プロセスにおいて検討。</li> </ul>		

# (参考)重症心身障害児施設の対応(案)

重症心身障害児施設の18歳以上の入所者についても、24年4月から他の障害者と同様に障害者施策(障害福祉サービス)により対応することとなるが、

- ① 重症心身障害者への適切な支援を提供できる「障害者サービス」が限られている(※現行では療養介護)
- ② 重症心身障害児者に対しては、成長した後でも本人をよく知る職員が継続して関わるなど、児者一貫した支援が望ましい

ことから、重症心身障害児施設からの移行については、次のような特例的な取扱いについても措置を講ずる。

## 特例的な取扱い

### 医療型障害児入所施設と療養介護を一体的に実施できるようにする。

「医療型障害児入所施設」と「療養介護」の両方の指定を同時に受ける。

- ①定員は、児・者で区分しない
- ②例えば、児童指導員・保育士を生活支援員に読替えて適用するなどにより、職員・設備について兼務・共用を可(※1)

医療型障害児入所施設  
(児童福祉法)

療養介護  
(障害者自立支援法)

- (※)重症心身障害者に対して、年齢・状態に応じて適切な日中活動をできる限り提供するよう努力  
(※)重症心身障害児者に対する在宅生活支援(短期入所など)にも積極的に対応

(※1)施行日において、障害福祉サービスの指定を受ける必要があるが、施行後直ちに障害福祉サービスの指定基準を満たすことが困難な場合があるので、指定基準を満たさなくても事業者指定を取ることができる経過措置を講ずる。その期間は、事業者指定の有効期限(6年間)を考慮し、平成30年3月末までとする予定。

(※)18歳以上に適用する報酬については、支援の継続を懸念する意見等を踏まえ、現行の重心施設の報酬との関係を踏まえて、一定の配慮を行うことができないか24年度報酬改定プロセスにおいて検討。

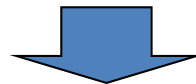
児者一貫した支援の確保

# 施行に向けた事務処理(案)関係



## ○ 都道府県・市町村における事務処理の主な変更点

- 障害児支援の実施主体については、障害者自立支援法に基づく在宅サービスや通所サービスの実施主体が市町村になっていることを踏まえ、通所支援については、身近な市町村を実施主体とする。（入所支援の実施主体は引き続き都道府県等）
  - 18歳以上の障害児施設入所者については、障害者施策（障害者自立支援法）で対応するよう見直しが行われることに伴い、給付費（援護）の実施主体は市町村になる。
- 
- 重症心身障害児（者）通園事業については、児童福祉法の障害児通所支援又は障害者自立支援法の障害福祉サービスの枠組みで対応することとしており、施行日までに、利用者の受給関係や事業者指定関係の手続きが必要。



- 新たに生じる事務処理については、これまで行ってきた取扱いに沿って対応。

## 1. 今回の改正に伴う都道府県・市町村における事務の区分

	市町村(指定都市、児童相談所設置市、特別区含む)	都道府県、指定都市、児童相談所設置市
利用者の受給関係	・障害児 <u>通所</u> 給付費の給付決定等 (18歳以上の障害児施設入所者に係る自立支援給付費の給付決定等)	・障害児 <u>入所</u> 給付費の給付決定等 ・障害児 <u>通所</u> 給付費に係る不服審査【都道府県のみ】
事業者指定関係	(障害福祉サービスの指定※)【指定都市、中核市のみ】	・障害児 <u>通所</u> 支援事業者及び障害児 <u>入所</u> 施設の指定

( )書きは障害者自立支援法の基づく事務。そのうち、事業者指定関係の欄の市町村の(障害福祉サービスの指定)は、重症心身障害児(者)通園事業の実施事業者が障害福祉サービスに移行する場合である。

※ 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市となる。

## 2. 給付費の実施主体について

### ○ 給付費の実施主体は、

#### ・原則として、障害児の保護者又は本人の居住する市町村

障害児通所支援の場合は障害児の保護者の居住する市町村

障害福祉サービスの場合は本人の居住する市町村

#### ・ただし、障害児施設(指定医療機関を含む)に入所していた者が、継続して障害者支援施設等に入所した場合は、

①18歳となる日の前日に保護者であった者が有した居住地の市町村

②18歳を超えて新規に重症心身障害児施設(指定医療機関を含む)に入所した場合は、入所前の居住地の市町村

(例) 18歳を超えて新規に重症心身障害児施設に入所した者が療養介護に移行する場合

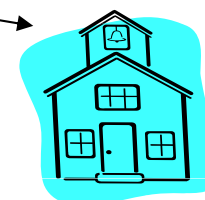
- 現在入所している本人を中心に考え、入所前に居住していた市町村が給付費の実施主体になる。

A県・X市



入所(措置・契約)

C県・Z市



重症心身障害児施設



療養介護

入所前の居住地	現在の居住地	実施主体
A県X市	A県X市	A県X市
	C県Z市(入所時に異動)	

### 3. 実施主体の変更に伴う事務の流れについて

障害児通所支援の実施主体及び18歳以上の障害児施設入所者の実施主体の変更に伴う事務の流れは次のとおり。

(1) 都道府県において、24年4月以降、実施主体となる市町村を特定し、該当者に関する情報を提供する。

#### ①対象者

現在、都道府県において支給決定し、24年4月以降、実施主体が市町村に変更する障害児・者。

ア 知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児通園施設又は肢体不自由児

施設を通所による利用(措置)している障害児※1

イ 重症心身障害児(者)通園事業を利用している障害児・者

ウ 障害児施設に入所(措置)している18歳以上の障害者※2

(福祉を損なうおそれがある場合は20歳に達するまで障害児施設を利用できる。)

※1 みなし給付決定の対象を含む。

※2 施行日以降に18歳になる者を含む。その場合は、18歳になる前に継続して障害福祉サービスが利用できるよう、適宜、情報提供を行う。

#### ②情報提供する内容

(給付費の支給を受けている場合)

現行の支給決定に係る申請書・添付書類・受給者証の写し、現行の支給決定の際に勘案した事項  
利用している事業者 等

(措置している場合)

措置決定通知書の写し、措置する際に勘案した事項 等

(重症心身障害児(者)通園事業を利用している場合)

申請書の写し、利用決定の際に勘案した事項、障害の程度等が確認できる書類 等

(2) 市町村は、都道府県からの情報提供を受け、該当者にサービス利用に関する意向を確認する。

(3) 市町村は、(2)の意向等を考慮し、申請手続きを周知する。

※ みなし給付決定の対象者については、申請は不要。

(4) 利用者から支給申請を受付け、給付決定を行う。

※ みなし給付決定の対象者については、給付決定は不要。

ただし、18歳以上の障害児施設入所者については、本人の申出により障害程度区分の認定、支給要否決定等手続きを省略して支給決定を行う(附則第35条)。

## 4 今後のスケジュールについて(例)

	23年内	24年1月～3月	4月
利用者の受給関係 ※1		<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県から市町村への利用者情報移管</li> <li>・給付費の申請(申出)の周知※2</li> <li>・利用者からの支給申請</li> </ul>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     支給決定                      みなし給付決定                      ※4                 </div>
事業者指定関係 ※1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都道府県において基準に係る条例の制定</li> <li>・事業者に対する必要な周知(申請事務手続き含む)</li> <li>・事業者からの指定の申請※3</li> </ul>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;">                     公示                      みなし指定                 </div>
国の提示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指定基準省令公布</li> <li>・解釈通知</li> <li>・報酬の算定構造案</li> <li>・事務処理要領案</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・報酬告示案</li> <li>・留意事項通知案</li> <li>・政省令の公布</li> </ul>	

※1 自立支援法に基づく支給決定及び事業者指定を含む。

※2 障害児通所給付費のみなし給付決定の対象者については、申請は不要。

また、18歳以上の障害児施設入所者は申出により、手続きを省略して支給決定を行う。

※3 みなし指定の対象事業者については、申請は不要。(就学児童が利用する場合の放課後等デイサービスの指定は必要。)

※4 みなし給付決定の対象者について、必要に応じて受給者番号を振り直す。

## (※) 施行日までに必ず行う必要がある(経過措置がない)事務

	内 容	実施主体
利用者 の受給 関係	<p>○給付費の支給決定</p> <p>&lt;該当者&gt;</p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者が障害福祉サービスを利用する場合※1</p> <p>②重症心身障害児(者)通園事業の利用者で、4月以降も利用を希望する場合</p> <p>③施行日以降に、新規で障害児通所支援、障害児入所支援を利用する場合</p> <p>④現在受けている支給決定の有効期限が平成24年3月31日までとなっている場合</p>	<p>市町村</p> <p>注④のうち、入所施設の場合は、都道府県、指定都市、児童相談所設置市</p>
事業者 指定関 係	<p>○障害児通所支援事業者又は障害福祉サービス※2の指定</p> <p>&lt;該当事業者&gt;</p> <p>①18歳以上の障害児施設入所者がいる場合 →障害福祉サービスの指定</p> <p>②障害児施設(通所)で、就学児童を受け入れる場合 →放課後等デイサービスの指定</p> <p>③重症心身障害児(者)通園事業を実施している事業者 →児童発達支援※3(又は障害福祉サービス)の指定</p> <p>④施行日以降に、新規で障害児通所支援(保育所等訪問支援を含む)、障害児入所支援を開始する者</p>	<p>都道府県 指定都市 児童相談 所設置市</p> <p>※2 24年4月以降の障害福祉サービスの指定は、都道府県、指定都市、中核市</p>

※1 市町村は、本人の申出により通常の手続を省略して支給決定を行う旨の規定あり(附則第35条)

※3 就学児童が利用する場合には、放課後等デイサービスの指定を受けることが必要。